〈照会先〉

社会保険庁運営部年金保険課 国民年金事業室 矢口·加藤 電話(代表)03-5253-1111 (内線 3663)

平成20年4月28日社 会 保 険 庁

国民年金保険料口座振替額通知書の記載誤りについて

平成20年4月14日から17日までの間に送付した「国民年金保険料口座振替額通知書」 (以下「振替額通知書」という。)の内容について、記載誤りがあることが判明した。

【事象の概要】

平成20年4月14日から17日までの間、国民年金保険料の口座振替者に対して、納付月、納付期限、振替日及び保険料額を記載した振替額通知書を送付したところである。

その際、平成20年3月分保険料を口座振替で毎月納付(翌月末振替)されている方で、平成20年4月分から前納又は早割に納付方法を切り替えた方は、平成20年3月分も同時に引き落とされることから注意喚起の内容を書面に盛り込んだが、平成20年3月分保険料の振替を「4月30日」とすべきところを、誤って「5月1日」と記載したものである。(別紙)

このため、平成20年3月分保険料を5月1日に入金した方については、残高不足により振替不能となるおそれがある。〔振替額通知書送付件数:約589万件〕

【原 因】

振替額通知書の印刷から発送までの一連の業務については、社会保険庁(本庁)において 一括して民間事業者に委託しているところであるが、本庁担当部署から民間事業者に提示した 仕様書の記載誤りによるもの。

【対 応】

口座振替日(4月30日)に残高不足により振替不能となった方に対して、「口座振替不能通知書」にお詫び文を同封し、事象の説明と対応方法についてお知らせする。 「対処方法〕

- ① 平成20年3月分の保険料が振替不能となった場合は、6月2日(月)に再振替を行う。
- ② 振替額通知書の誤った記載内容に従い、5月1日に入金したことで、4月30日時点で残高不足により、1年前納(平成20年4月から平成21年3月分の保険料)、半年前納(平成20年4月から平成20年9月分の保険料)及び平成20年4月分の早割保険料が振替不能となった場合は、別途、社会保険庁から対象者にお知らせを行う。なお、この場合は前納等による割引額での納付を可能とする。

【再発防止策】

今後、送付する振替額通知書の注意喚起の文面には日付を記載するのではなく、「月末(月末が土日又は祝日の場合は翌営業日)」に改めることとし、日付による誤りを防止する。

なお、関係する全職員に対し、外部に発信する通知書等の重要性や影響を踏まえ、改めて 慎重かつ細心の注意を持って職務に当たるよう指導を徹底し、チェック機能の強化の徹底等 を図る。

国民年金保険料口座振替額通知書の記載内容について

誤





誤った箇所

